



ぼくだって知ってるよ！

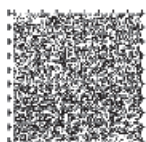


(漫画：桜田幸子さん)

同じ過ちを繰り返さないために…

ハンセン病問題については、国の隔離政策などによって作り出された偏見や差別をなくすこと、ハンセン病回復者等への十分な医療や福祉を確保すること、さらには、地域社会から孤立することなく、安心して豊かな生活を営むことができるようになることなど、多くの課題が残っています。

これらの課題の解決のためには、ハンセン病問題を他人事としてでなく、自分自身のこととして受け止めながら、二度と同じ過ちを繰り返さないよう、ハンセン病について正しい知識を学び、偏見や差別を許さない心情や態度を身につけることが大切です。



ハンセン病とは？

感染力が極めて弱い細菌による感染症です。現在、日本での感染・発症は実質的にゼロといえます。すぐれた治療薬により、障がいを残すことなく外来治療で完治します。後遺症として外見的な変形が残る場合があるため、いつまでも病気のままだと思われがちですが、完治後に感染することはありません。

どんな課題がありますか？

病気やハンセン病回復者及びその家族に対するの偏見や差別

患者の隔離を定めた「らい予防法」は平成 8（1996）年に廃止されましたが、90 年にも及ぶ誤った施策により、社会の中に強められた偏見や差別は根強く残されています。

本県においても、国立療養所菊池恵楓園の入所者に対するホテル宿泊拒否事件が起きた際に、被害者であるはずの入所者自治会に対して、誹謗・中傷の手紙や FAX が多数送り付けられました。

隔離政策により起きた人権侵害

- ・ハンセン病患者を県からなくす「無らい県運動」が、官民一体となって行われました。
- ・ハンセン病療養所内において、退所も外出も許されず、職員不足などを補うため、看護、耕作などの作業（患者作業）を強いられました。
- ・療養所長に懲戒検束権（療養所内の司法権・警察権）が与えられ、療養所内に監禁室が設置されました。
- ・裁判が、ハンセン病を理由に裁判所ではなく、特別法廷（療養所内あるいは医療刑務所内に特設された法廷）で行われました。 ※平成 28（2016）年に最高裁判所が司法行政事務の違法性を認め謝罪しました。
- ・療養所内で、結婚の条件として、断種や人工妊娠中絶が行われました。
- ・家族に対する偏見や差別を恐れ、療養所内では偽名を名乗ることを余儀なくされました。

どんな取組みが行われていますか？

● 関係する主な法律等

- ・ハンセン病訴訟熊本地裁判決 [2001]
- ・ハンセン病問題の解決の促進に関する法律 [2008 制定 2014、2019 一部改正]
- ・ハンセン病家族訴訟熊本地裁判決 [2019]
- ・ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律 [2019 制定]

● 熊本県の主な取組み

1 ハンセン病問題に対する正しい知識の普及・啓発

ハンセン病回復者及びその家族に対する偏見や差別の解消に向け、ハンセン病問題に関する正しい知識の普及・啓発を進めます。

2 地域社会との共生への支援

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の理念を踏まえ、療養所、県、合志市、民間団体が連携して策定した将来構想に基づき、高齢化するハンセン病回復者及びその家族が地域社会から孤立しないよう、地域住民との交流等を進めるとともに、社会生活に関する相談や支援を行う体制を整備し、共に安心して暮らせる地域づくりに努めます。

〔関係する主な取組み〕

菊池恵楓園で学ぶ旅

菊池恵楓園を訪問し、ハンセン病についての知識を学び、入所者との交流を深めることを目的として実施しています。

熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会 [2015 設置]

熊本県「無らい県運動」検証委員会報告書(平成 26(2014)年)の提言を受けて、この報告書から導き出される教訓が、県や県民によってどのように生かされているかを検討し、今後の道筋を明らかにするために設置しました。県や各界（医療界、法曹界、マスコミ等）の取組状況について、この委員会から意見・提言を受け、啓発の充実を図っていきます。

熊本県ハンセン病問題相談・支援センター「りんどう」 [2020 設置]

ハンセン病回復者及びその家族が、地域で孤立することなく、安心して暮らすことができるように、相談対応や支援を行っています。

